

諮問第十七号

下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、別紙のとおり審査請求があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十九条第四項の規定に基づき、諮問する。

平成二十七年十二月三日提出

青森市長
鹿内博

審査請求書（下水道使用料 16）

平成 27 年 7 月 23 日（木）

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川 4 丁目 8 番 2 号

氏 名 三国谷清一

年 齢 66 歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という。）の平成 27 年 6 月 26 日
付け平成 27 年 6 月分下水道使用料納入通知書（以下「本件通知書」という。）による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 27 年 6 月 27 日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法・不当であり、取り消されるべきである。

- (1) 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道使用者から下水道使用料を徴収することが出来るが、下水道使用料を定める場合は「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」（下水道法第 20 条第 2 項第 2 号。以下「原価主義」という。）と規定されている。
- (2) しかし、青森市下水道条例第 24 条で規定している下水道使用料、この原価主義を大きく逸脱し、非能率的な債権管理を行い下水道特別会計を大いに毀損している。
- (3) 具体的には①コンビニ収納手数料に係る予算措置をしないままにコンビニ収納を実施し、コンビニ店に手数料を支払っており、総計予算主義の原則・予算の事前議決の原則に違反している。②督促状の発行には様々な費用がかかっているにも関わらず下水道を所管している小松環境部次長（現環境部理事）は「督促状の発行について新たな経費が発生しないことから、督促手数料は徴収しない」と議会において虚言を弄し、青森市下水道条例を改正し下水道使用料に係る督促手数料を無料化し、下水道特別会計に多額の損害を与えている。等々例示すればきりが無い位に違法不当なことをして下水道使用料を定めており、現行の青森市下水道条例の下水道使用料は違法である。なお、平成 27 年度当初予算には下水道使用料徴収事務の中に「督促状作成費用 1,190 千円」が計上されており、これが詳細を下水道総務課に照会したところ拒否された。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

